

2018年9月3日

トラックユーザーの皆様へ

(一社) 日本自動車車体工業会
中央技術委員会

自動車点検基準改正に係るツールボックスの解釈等について（ご紹介）

車両総重量 8t 以上の自動車（トレーラ含む。）について、以下の 3 項目を法定点検の対象に追加するため、2018 年 6 月 27 日に自動車点検基準（国土交通省令）が改正され、2018 年 10 月 1 日より施行されることとなりました。

- ✓ スペアタイヤの取付装置の緩み、がた及び損傷
- ✓ スペアタイヤの取付状態
- ✓ ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

このうち、ツールボックス類については、多種・多様な製品が存在し、法定点検の対象になるかどうか分かりにくい面がございます。

当会では、国土交通省に相談のうえ、ツールボックスに該当する事例と該当しない事例につきまして、下記のとおり整理しましたので、ご紹介させていただきます。保守管理におきまして、ご参考にしていただければ幸いです。

なお、当会では、2017 年度に「架装物の安全点検制度」を制定し、法定点検の対象にならない部位等につきましても 1 年ごとの点検を推奨しております。合わせてご紹介させていただきます。詳しくは以下の URL でご確認ください。

<http://jabia.or.jp/kasoubutsu/>

記

1. ツールボックスについて
「ツールボックス」に該当する参考事例を別紙 1 に示す。
2. ツールボックスに該当しないものについて
「ツールボックス」に該当しない参考事例を別紙 2 に示す。